

# 保育士特定登録取消者管理システムの運用開始に向けて

- ・ 児童福祉法の令和4年6月改正により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報をデータベース化。
- ・ 施設・事業者等における採用権者に対し、**保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用することを義務付け**。※在職中の保育士は活用の対象外
- ・ 施行日は、**改正法の公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日（⇒令和6年4月を目途に調整中）**

対象となる職	<b>保育士</b> （保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者） ※保育士登録を受けていても「保育士」として勤務しない者は対象外
対象施設・事業者	<b>保育士を任命又は雇用する者</b> *法律上、特に対象施設・事業を限定していない。 ただし、利用手続き上、指導監督権限等の違いに応じて以下のとおり区分 <b>A：保育士の配置や指導監督が法令で規定されているもの（保育所等）</b> （#詳細につき調整中） <b>B：保育士の配置や指導監督が法令で規定されていないもの（上記以外）</b> （#詳細につき調整中）
データベースに掲載・表示される情報	<b>児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の以下の情報</b> 氏名、生年月日、登録番号、取消年月日、取消事由、児童生徒性暴力等の類型（性暴力等防止法第2条第3項第○号）等
確認後の対応	<b>各事業者で適切に判断。</b> *法律上、何等かの対応・措置をとる義務はない なお、通知で以下のとおり示している。「データベースから得た情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。」
データベースの利用方法	<b>A：対象事業者自身が直接データベースを検索して利用</b> <b>B：対象事業者が「保育士」を任用・雇用する場合にその都度申請し、こども家庭庁（運用管理者）から検索結果の回答を受ける形で利用を想定</b> （#詳細につき調整中）
取消情報の掲載期間	<b>少なくとも40年間</b> *教員DBと同様（「保育士」が登録資格となった平成15年11月まで遡って掲載）
情報管理	<b>罰則を含め、個人情報保護法に基づいて担保</b>

## (参考) 児童福祉法の関係規定等

### 児童福祉法(抄)

**第十八条の四** この法律で、**保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者**をいう。

**第十八条の六** 次の各号のいずれかに該当する者は、**保育士となる資格を有する**。

- 一 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設(以下「指定保育士養成施設」という。)を卒業した者(学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- 二 保育士試験に合格した者

**第十八条の十八** **保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項の登録を受けなければならない。**

②・③ 略

**第十八条の二十の二** 都道府県知事は、次に掲げる者(第十八条の五各号のいずれかに該当するものを除く。以下この状において「**特定登録取消者**」という。)については、その行った児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定登録取消者の改善更生の状況その他その後の事情により保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、保育士の登録を行うことができる。

- 一 児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士(略)の登録を取り消された者
- 二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士(略)の登録を取り消されたもののうち、保育士(略)の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたことが判明した者

②・③ 略

**第十八条の二十の三** **保育士を任命し、又は雇用する者は、その任命し、又は雇用する保育士について、第十八条の五第二号若しくは第三号に該当すると認めたととき、又は当該保育士が児童生徒性暴力等を行つたと思料するときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。**

② 略

**第十八条の二十の四** 国は、次に掲げる者について、その氏名、保育士の登録の取消しの事由、行つた児童生徒性暴力等に関する情報その他の内閣総理大臣が定める事項に係るデータベースを整備するものとする。

- 一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者
- 二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者

② 都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等を行つたことによりその登録を取り消したとき、又は保育士の登録を取り消された者(児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者を除く。)の保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたことが判明したときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。

③ 保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、第一項のデータベースを活用するものとする。

## (参考) 児童生徒性暴力等の定義

### ○「児童生徒性暴力等」とは

児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為（教育職員性暴力等防止法第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等）をいう（法第18条の19第1項第3号）。

- ① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第1号）
- ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第2号）
- ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第3号）
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第4号）イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（①～④に掲げるものを除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第5号）。